

会 議 記 録

1. 会 議 第2回酒田市障がい者施策推進協議会並びに酒田市障がい者地域自立支援協議会
2. 日 時 令和2年11月16日（月）13時30分～15時00分
3. 会 場 酒田市民健康センター3階 大研修室
4. 出席者 委員15名全員出席

5. 協 議 会長 議事進行

(1) 次期計画に係るアンケート調査の結果について（事務局説明）

(会 長)

委員の皆さんから、ご意見、ご質問等ありませんか。

(委 員)

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の持っていないと答えた人数はどのようにでてきたか。また、有効回答281件の手帳ごとの人数を教えてください。

(事務局)

手帳を持っていないと答えた方については、アンケート調査の様式が同じになっているので、持っていないという回答は、例えば、身体障害者手帳については、持っているが、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳は持っていないということになる。

(委 員)

それだと、このグラフがおかしいのではないか。

(委 員)

私もおかしいと思った。

(会 長)

円グラフのタイトルが身体障害者手帳155名所持となっているが、持っていない、無回答の人数も含めた円グラフになっている。

(事務局)

グラフが見つらく、申し訳ありません。回答者の手帳ごと人数については、改めてお示しする。

※回答者281人の手帳ごとの人数は次のとおりです（重複している方は等級の重い方に含める）。

身体障害者手帳所持者：114人 療育手帳所持者：111人

精神障害保健福祉手帳所持者：56人

(委員)

11ページの災害時の避難についてで、各自治会で高齢者や障がい者の避難を支援する人を決めているようだが、7月の大雨で避難準備が出されたときに、このコロナ禍の中で、避難するのが適当か迷ったということも聞いている。今回の避難準備に関わらず、支援して避難したという事例はあるか。

(事務局)

福祉課で要援護者台帳を作成していて、その中で協力できる方が載っている。大雨や地震があったときは、福祉課でも要援護者台帳に載っている方へ電話連絡して避難誘導等をお知らせしたところである。その登録者の中から、すぐ連絡が入ったとか、近くのコミュニティセンターに誘導されたとか、そういった事例は伺っている。

(委員)

障がい者手帳台帳に登録された方からアンケートしたとあるが、それぞれの手帳所持者の人数を教えてください。

(事務局)

身体障害者手帳をお持ちの方は5,021人、療育手帳は839人、精神障害者保健福祉手帳は610人で令和2年3月31日現在の数値となっている。

(2) 第5期障がい者福祉計画及び第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画の素案について
(事務局説明)

(委員)

変わらないというのはわかっているが、障がい者福祉計画と障がい福祉計画という同じような名前であることについて確認したい。障がい福祉計画は障害者総合支援法に基づいているのでいいと思うが、障がい者福祉計画については、国では、障害者基本計画であり福祉だけにとどまらない計画になっている。障がい者計画という訳にはいかなかったのか。もう一点、15ページのところで、「害の」字をひらがなにすることで、障がい者の人権を尊重することになるのか。もちろん「害」の字がいやだという方も知っているが、一方で障がいは社会にあるという社会モデルの考え方があり、「害」の字は漢字がいいと思っている。本当であれば、この点について、みなさんで考えていくべきと思っている。それと、障がい者福祉計画は6年の計画でよろしいか。また、障がい者福祉計画の方に、例えば、バリアフリーとか他の分野など、目標値を入れた方がいいのではないか。

(事務局)

計画名については、ご指摘のとおり、区別がしにくいというご意見は他の方からもいただいている。

そのとおりだと思うが、障がい者福祉計画は次が5期、障がい福祉計画は6期というこれまでの経過があり、計画名はこの名称でさせていただきたいと考えている。「害」の表記については、いろいろな意見が出てくるところだと思う。国では漢字で表記しており、県ではひらがなで表記していて、市町村でも漢字で表記しているところもある。それぞれの考え方があると思うが、酒田市では、ひらがなで表記するのが定着しており、引き続き、ひらがなで表記させていただく。計画期間については、6年で間違いなく、障がい者福祉計画の具体的な数値目標については設定の予定はありません。

(会 長)

バリアフリーとか、基本計画で目標を設定するとどういふものがあるか。

(委 員)

例えば、駅のバリアフリー化を何％にするとかがある。

(会 長)

今後の課題として、そういうご意見がでたということは認識しておいたほうがいい。

(事務局)

市の事業として達成できるものと皆さんから協力してもらって達成できるものとあるので、いただいたご意見については、今後の参考にさせていただく。

(委 員)

17ページの成年後見制度のところ、権利擁護支援の地域ネットワークとその中核となる機関の整備を行う必要があると記載しているが、現在具体化はされてるのか。

(事務局)

成年後見制度の中核機関については、令和3年度中に全市町村に設置するという目標があるので、市として打診している段階で、これから団体との調整を踏まえて、令和4年の4月1日には施行したいということで向かっている。

(委 員)

わかりました。これは要望に近いのだが、いろいろなサービスが増えてきている。とても喜ばしいことだが、それが実体にあっているかというところでもないこともあったり、使い勝手が悪いといったことがあると思う。ショートステイなど利用が伸びると言っていたが、利用したいと思っても、利用するまでのハードルが高いと感じている。知らない環境になれるためのステップがあったり、気軽に使おうという気にはならなくて、制度が違うと思うが、介護保険の地域密着型がある。通所とショートステイとヘルパー訪問とその人にとって総合的なかたちでサービスが提供できたら、地域の中で住みやすくなるのかと常日頃から思っている。ショートステイをもっと増やしていくということであれば、施設に併設のものばかりでなく、いろいろなかたちのショートステイを考えていただきたい。

(事務局)

施設のショートステイについては、見学や体験とかできるので、使ってみたいということがあれば、市福祉課や各相談支援事業所にでも結構なので、声をかけていただければ、各施設につなぎたい。

(委員)

30ページの防災体制の推進のところ、災害が起こって、要支援者が避難場所に避難した段階で、障がい者の居場所、障がい者の種別によりいろいろ課題がある。コミュニケーションをとるのが難しい方も相当いる。そういう方々の居場所を配慮していくという計画になっていくものと思っているが、予算の関係や人事の問題があり大変な面もあると思う。そこまで整備してあらためてこの防災体制が確立されると思う。その辺も含めて計画に盛り込んでいただきたい。

(事務局)

アンケートであったとおり、コミュニケーションや必要な配慮をしていくことについては、担当部署である危機管理課と連携して進めていまいりたい。

(会長)

移動するところまでは、どなたかが支援してくれても、そのような避難の状況であれば、誘導した人も被災者なので、避難所でのお世話まで手がまわらないと思う。精神障がいのある方だと見た目で見えない方もいる。困る人が多いので、意識してそこまで含めて整備するというのは全くその通りだと思った。

(3) 精神障がい者の地域生活移行の推進について (事務局説明)

(委員)

公的なサービスもそうだが、精神障がいの方だけではなく、ひきこもりや情緒的な課題を抱える方の地域で、居場所が非常に少ないと聞いており、地域に移行したときに、安心してみんなで過ごせるような場所があることが、地域移行して定着する一つの支えになるのではないかと思います。

(会長)

全くその通りで、地域に居場所があった方がいいと思う。実際に臨床していると、長期化してしまう人が常について、地域にも戻せない、家族も年をとってきて今度どうやって退院させたらいいかという人が増えてきている。それでも退院してしばらく外来で通院している。減らすことばかり議論されがちだが、最大のポイントは新しく長期の入院を発生させないということ。もちろん、長く入院している人はいるが、うちの病院は建て替えの時に100床ほど減らしている。長期の入院で残っている人は医療的・社会的要因が大きいなどある人がほとんどである。

(会長)

これだけ制度があるが、実施事業者数が少ないということもある。今後増えていく見込みがあるのかと増えない要因があるとすればどのようなことがあるのか。

(事務局)

長期入院していた方で、在宅という選択肢もあるが、地域の理解という点もあり、自宅という方はこちらで関わっている限り少ないと感じている。施設入所、グループホーム、宿泊型自立訓練あたりが、住まいの支援として、利用する方が増えるのではないか。地域移行支援、地域定着支援については、相談支援ということで、本協議会の事務局のあおぞら、光風園、くじら、アスピアなどがある。各相談支援事業所とともに長期入院者の地域移行を支援していきたい。

(会 長)

長期入院に関しては、在宅の話もあるが、ほとんど経験がない。病院でないところで、施設というより自由に社会に地域に近いところもあるが、なかなか入所できず、地域移行支援、地域定着支援がある。最後に、長期入院の方を退院支援、地域移行していくということであれば、施設側に受け入れの不安もあるので、そこをどうやってサポートしていくかが大事であると思う。

(4) その他 (情報交換)

な し

6. その他

(委 員)

令和3年3月1日からの障がい者の法定雇用率の引き上げについて説明します。令和3年3月1日から障がい者の法定雇用率が、民間企業が2.3%、国、地方公共団体等が2.6%、都道府県等の教育委員会が2.5%に改定になる。

(事務局)

次期計画案について、後日、意見等ができましたら、今日お配りした様式や任意の様式で結構なので、11月30日まで、市役所福祉課へ提出してください。

7. 閉 会